

明治大学UCカード会員特約

第1条(名称)

本カードは、学校法人明治大学(以下「明治」という)と会員規約に定めるクレジットカード会社(以下「帰属会社」という)が提携して発行するもので、明治大学UCカード(以下「明治カード」という)と称します。

第2条(会員資格)

明治カードは、本学の卒業生(含む、短大)、および在學生(就職内定者)、本学の専任教職員(含む中野学園) および在學生の父母(含む付属校)ならびに明治が認めた者を加入対象とし、本特約およびUCカード会員規約を承諾の上入会の申し込みをした方で、明治と帰属会社が適格と認めた方を会員とします。

第3条(サービスの利用)

会員は、明治が提供するサービスを受ける場合、明治所定の方法により、利用するものとします。

第4条(会員資格の喪失)

会員が明治もしくは帰属会社一方からカード会員の資格を取り消された場合は、本特約による会員資格を喪失するものとします。

第5条(本特約の改定等)

1. 本特約が改定され、その変更内容を会員にお知らせした後に、明治カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。
2. 本特約に定めのない事項については、帰属会社の会員規約が適用されるものとします。

《個人情報の取扱いに関する重要事項》

第1条(会員情報の利用)

1. 会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という)は下記(1)に定める会員の個人情報について、学校法人明治大学(以下「明治」という)が必要な保護措置を行ったうえで、下記(2)に定める目的のために会員規約に定めるクレジットカード会社(以下「帰属会社」という)と相互に交換し、利用することにあらかじめ同意するものとします。

(1) 会員等の個人情報の内容

会員等の氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号等、入会時及び入会後に届け出た事項

(2) 利用目的

① 明治が会員に向けたカード会報を発送するサービスを提供するため

② 明治が本カード会員の検索を行うため

2. 会員は、明治が前記第1項(2)の目的のためにその業務を委託する場合、当該業務の遂行に必要な範囲で前記第1項(1)の個人情報を保護措置を講じた上で当該業務委託先に預託することをあらかじめ同意するものとします。
3. 会員が本条第1項(2)の利用目的の利用について中止を申し出た場合、明治は明治大学UCカードのサービス提供に支障がない範囲で、これを中止するものとします(中止の申し出は明治が指定した下記に定め

定める窓口ご連絡するものとします)。

4. 会員は、明治に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます(開示は下記に定める窓口に請求するものとします)。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、明治はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
5. 明治は、本条第1項(1)に定める会員の個人情報について、本条に掲げた目的以外には利用しないものとします。

第2条(届出事項の利用)

会員から、明治又は帰属会社への氏名、自宅住所、自宅電話番号、勤務先等変更についての申し出があった場合、当該情報について明治が前条の規定に従い利用することに会員はあらかじめ同意するものとします。

<相談窓口>

明治に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

お問い合わせ事項	相談窓口	当社名・電話番号等
・会員情報の利用について	明治大学 カード事務局	学校法人明治大学 明治大学カード事務局 〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1 TEL: 03-3296-4545(代表)

る窓口に連絡するものとします。

4.会員は、明治に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます(開示は下記に定める窓口に請求するものとします)。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、明治はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

5.明治は、本条第1項(1)に定める会員の個人情報について、本条に掲げた目的以外には利用しないものとします。

第2条(届出事項の利用)

会員から、明治又は帰属会社への氏名、自宅住所、自宅電話番号、勤務先等変更についての申し出があった場合、当該情報について明治が前条の規定に従い利用することに会員はあらかじめ同意するものとします。

<相談窓口>

明治に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

お問い合わせ事項	相談窓口	当社名・電話番号等
・会員情報の利用について	明治大学 カード事務局	学校法人明治大学 明治大学カード事務局 〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1 TEL:03-3296-4545(代表)

明治大学学生UCカード会員特約

第1条(名称)

本カードは、学校法人明治大学(以下「明治」という)と、本規約に定めるクレジットカード会社(以下「帰属会社」という)が提携して発行するので、明治大学学生UCカード(以下「明治学生カード」という)と称します。

第2条(会員資格)

明治学生カードは、学部の在学学生を加入対象とし、本規約・本特約および明治大学UCカード会員特約を承認の上、入会を申し込み、明治と帰属会社が適格と認めた方を会員とします。

第3条(カードの保有枚数)

明治学生カードは、会員が在学期間中、明治が他のクレジットカード会社と提携して発行するカードを含め、一枚のみ保有できるものとします。

第4条(卒業後のカード切替)

1.会員は、この申込みが同時に明治と帰属会社が提携して発行する明治大学UCカードの入会申込みを兼ねることを予め承諾するものとします。

2.会員が卒業予定年のカード更新の時期に、明治と帰属会社が当該会員について明治大学UCカードの入会を審査し、これを認めた場合、会員は卒業後に明治大学UCカードの会員となります。会員は審査の結果、明治大学UCカードの会員となれない場合があることを予

め承諾するものとします。

3.前項において、明治大学UCカードの会員となる場合、卒業後のカード更新時まで、会員の保有する明治学生カードは、明治大学UCカードとして使用できるものとします。

第5条(会員資格の喪失)

1.会員が明治の定める学生資格(卒業に伴う学生資格の喪失を含む)、または帰属会社の会員資格のいずれかを喪失した場合、本特約による会員資格を喪失するものとします。

2.明治の定める学生資格喪失(卒業に伴う学生資格の喪失を除く)により会員資格を喪失した場合、カードの有効期限満了如何に関わらず、会員は、即時に退会手続きをとるものとします。会員から退会手続きの申し出がない場合、明治および帰属会社は会員に通知することなく退会手続きを行うことができるものとします。

第6条(カードの利用可能枠およびサービス)

1.明治学生カードの利用可能枠は、会員が在学期間中、原則として10万円を越さない範囲で帰属会社が定めるものとし、本規約に定める国内での各種キャッシングサービス・各種ローンサービス及びリボルビング払いの利用は停止させていただきます。

2.明治学生カードに付帯する保険については、第5条1項の会員資格の喪失を以て適用を終了するものとします。

第7条(特約の改定ならびに承認)

1.本特約が改定され、その変更内容を会員にお知らせした後に、明治学生カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。

2.本特約に定めのない事項については、UCカード会員規約が適用されるものとします。

《個人情報の取扱いに関する重要事項》

第1条(会員情報の利用)

1.会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という)は下記(1)に定める会員の個人情報について、学校法人明治大学(以下「明治」という)が必要な保護措置を行ったうえで、下記(2)に定める目的のためにクレジットカード会社(以下「帰属会社」という)と相互に交換し、利用することにあらかじめ同意するものとします。

(1)会員等の個人情報の内容

会員等の氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号等、入会時及び入会後に届け出た事項

(2)利用目的

①明治が会員に向けたカード会報を発送するサービスを提供するため

②明治が本カード会員の検索を行うため

2.会員は、明治が前記第1項(2)の目的のためにその業務を委託する場合、当該業務の遂行に必要な範囲で前記第1項(1)の個人情報を保護措置を講じた上で当該業務委託先に預託することをあらかじめ同意するものとします。

3.会員が本条第1項(2)の利用目的の利用について中止を申し出た場合、明治は明治大学学生UCカードのサービス提供に支障がない範囲で、これを中止するものとします(中止の申し出は明治が指定した下記に